

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
契約担当官 早川 雅貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品名)	規格	単位	数量	備考
防草シートの撤去及び設置	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期間 契約締結日～令和6年3月29日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和6年2月16日(金) 10時30分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年2月14日(水)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話(053)472-1111 内線 3771 FAX(053)472-7735

担当: 永田

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	3750-NL6410-01-017	仕様書番号	
品名 又は 件名	防草シートの撤去及び設置		浜基LPS-X500034
			承認 令和6年1月24日
			作成 令和6年1月24日
			改正 令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			作成部隊等名 第1航空団 基地業務群本部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊浜松基地東POL地区において使用する防草シートの撤去及び設置（取得を含む。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 法令等

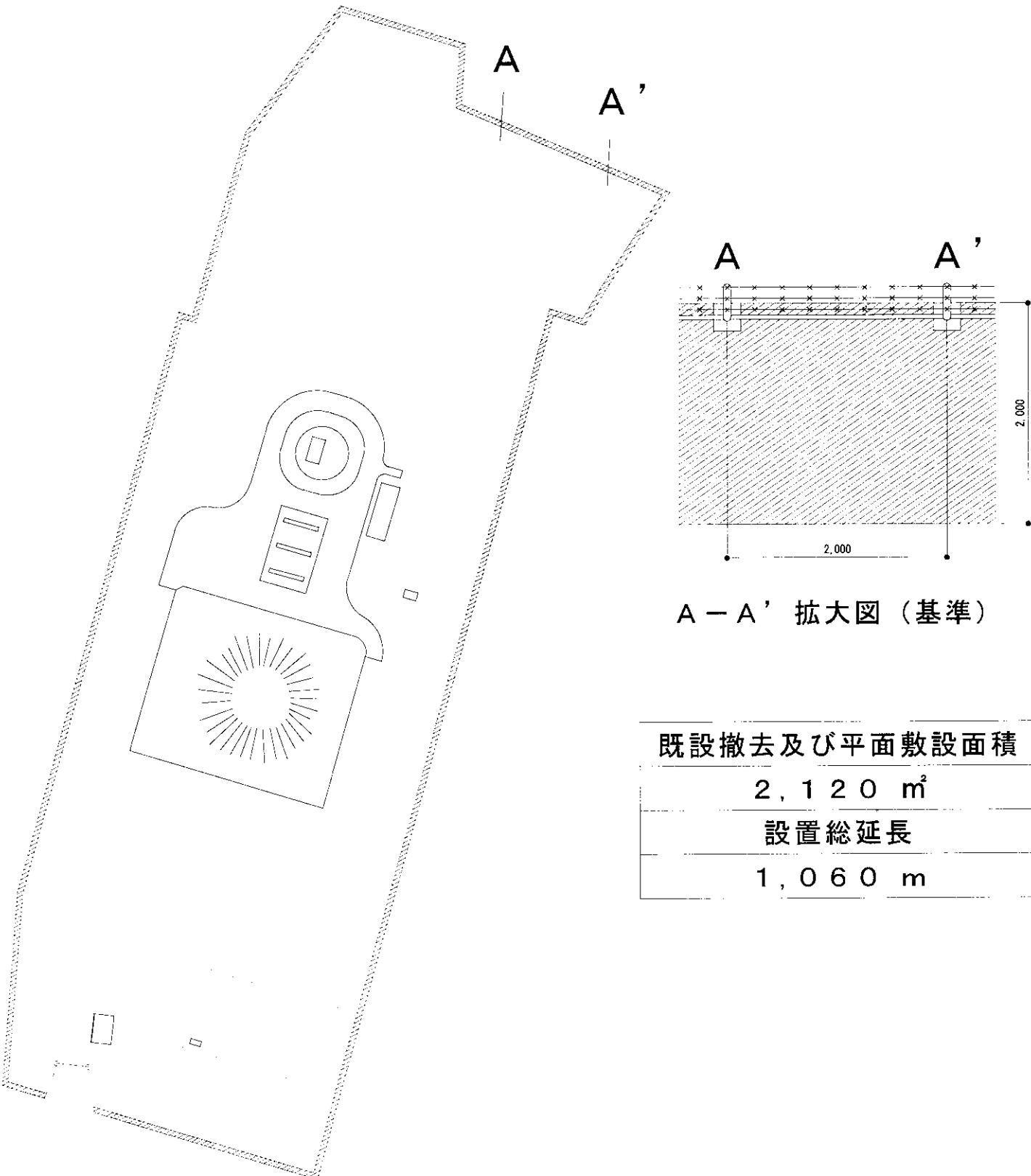
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和2年4月1日）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（令和2年6月17日）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（令和3年8月4日）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成23年6月1日）
 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年3月18日）
 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（令和元年7月1日）
 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成30年3月23日）
 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成24年1月1日）
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」

品 名	防草シートの撤去及び設置					
2 役務に関する要求						
2.1 一般						
作業に必要な資材及び器材は、契約の相手方が準備する。						
2.2 役務内容						
役務内容は、既設防草シートの撤去及び防草シートの敷設とする。						
a) 撤去及び処分						
契約の相手方は、付図1及び付図2に示す色付けした箇所の既設防草シートを撤去するものとし、シート等の発生した屑は、1.2のa)に基づき契約の相手方が適切に処理する。						
b) 設置作業						
1) 設置する製品については、監督官の確認を受けたものを使用する。						
2) 設置する製品のほか、防草シートを設置するための消耗品は、契約の相手方が準備する。						
3) 付図1及び付図2に示す色付けした箇所に防草シートを設置する。						
4) 防草シート設置作業時は整地（抜根を含む。）を行うものとし、その範囲は敷設する防草シートの幅と同等とする。						
5) 設置製品仕様及び数量						
設置する製品の仕様及び数量は下表による。						
表一 設置製品仕様及び数量						
項目	品名	規格	場所	数量	単位	
1	防草シート	白崎コーポレーション チガヤシート 谷口産業 植樹ニューマットC-3 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	東P O L 地区 (付図1及び付図2)	2,314	m ²	
注 この仕様書に記載したカタログ製品名は製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。						
2.3 履行場所						
履行場所は、航空自衛隊浜松基地東P O L地区（付図3）とする。						

品　名	防草シートの撤去及び設置
3 検査	
検査については、次による。	
a) 本仕様書に基づき、契約の相手方及び検査官立会のうえ、設置状態の検査を実施する。	
b) 検査の結果、不具合事項が見受けられた場合は、契約の相手方の負担により必要な処置を実施し、再度検査を受ける。	
4 安全管理	
契約の相手方は、契約履行中において官庁及び民間の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、契約の相手方の責において処置、修復を行う。	
5 写真撮影	
作業写真は、作業開始前・作業中・作業終了及び目視での確認が困難な箇所、作業完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影するものとし、最終的に整理された写真を提出する。	
6 提出書類	
提出書類は、次による。	
a) 作業開始前：作業工程表（任意様式）	
b) その都度提出する書類	
1) 作業日報（任意様式）	
2) 作業開始前写真	
3) 作業中写真	
4) 作業終了写真	
7 仕様書の疑義	
この仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に通知するとともに、その指示に従う。	
8 基地内共通事項	
契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。	
以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。	
a) 契約履行の現場において、基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、官側と調整する。	

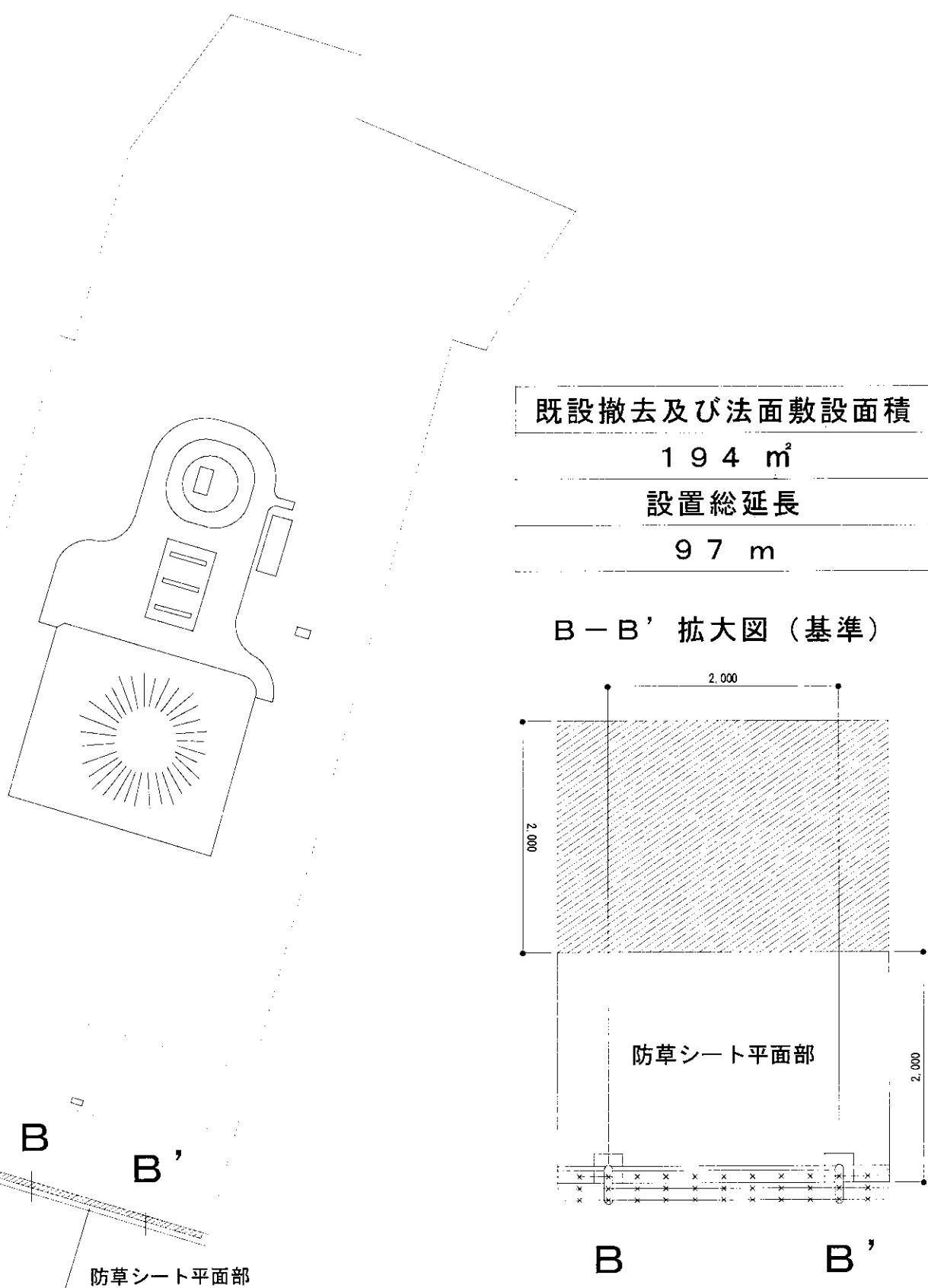
品 名	防草シートの撤去及び設置
<p>b) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。</p> <p>c) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。</p> <p>d) 作業の実施に当っては、午前8時30分から午後6時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、官側との調整によって所要の手続きをするものとする。</p> <p>e) 東P O L地区への経路は、県道及び市道を利用するものとする。</p>	

浜松基地平面図（東POL地区）



付図1－履行場所

浜松基地平面図（東P O L地区）



付図2-履行場所

付図3—履行場所

7.

